

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、北海道における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)社会福祉を目的とする事業の企画及び実施(2)社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助(3)社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成(4)社会福祉を目的とする事業を営業者への支援に関する事業(5) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業(6)社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修(7)社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導助言(8)市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整(9)社会福祉事業施設及び団体の連絡並びに育成(10)民生委員・児童委員活動の協力(11)保健医療・教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡(12)共同募金事業への協力(13)北海道福祉人材センターの業務の実施(14)地域福祉権利擁護事業(北海道地域福祉生活支援センター)(15)生活福祉資金貸付事業(16)北海道ボランティアセンター運営事業(17)授産事業振興センター運営事業(18)北海道ノーマライゼーション研究センター運営事業(19)北海道保健福祉情報センターの受託運営(20)北海道介護実習・普及センターの受託運営(21)その他この法人の目的達成のため必要な事業

第3条 この法人は、社会福祉法人北海道社会福祉協議会(以下「本会」という。)という。

第4条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

第5条 この法人の事務所を、北海道札幌市中央区北2条西7丁目1番地に置く。2 前項のほか、従たる事務所を、北海道函館市美原4丁目6番16号、北海道檜山郡江差町字中歌町198-6、北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目、北海道岩見沢市8条西5丁目、北海道旭川市永山6条19丁目303-1、北海道留萌市住之江町2丁目1-2、北海道稚内市末広4丁目2-27、北海道網走市北7条西3丁目、北海道室蘭市幸町9番11号、北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号、北海道帯広市東3条南3丁目、北海道釧路市浦見2丁目2番54号、北海道根室市常盤町3丁目28番地に置く。

第6条 この法人には、次の役員を置く。(1) 理事 16名(2) 監事 3名 2 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち3名を超えて含まれてはならず、監事のうちこれらの者が含まれてはならない。

第7条 この法人に、理事たる会長1名、副会長5名を置き、理事の互選により選任する。2 会長は、会務を統括し、この法人を代表する。3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した副会長が、順次にその職務を代理する。4

会長、副会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名した理事が、順次にその職務を代理する。5 会長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、第2項の規定にかかわらず、理事会において選任する他の理事が会長の職務を代理する。

第8条 この法人に常務理事1名を置き、理事の中から会長が指名する。2 常務理事は会長、副会長を補佐し、会長の命を受けて、この法人の常務を処理する。

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。3 会長、副会長、常務理事の任期は、理事としての在任期間とする。

第10条 理事は、評議員会において選任し、会長が委嘱する。2 監事は、評議員会において選任する。3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

第11条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。2 役員には費用を弁償することができる。3 前2項に関する規程は、理事会の議決を経て別に定める。

第12条 この定款に別段の定めのあるもののほか、この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の軽易な業務は会長が専決し、これを理事会に報告する。2 理事会は、会長がこれを招集する。3 会長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意見を表示した者は、出席者とみなす。7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。8 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

第13条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び北海道知事に報告するものとする。3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

第14条 この法人に顧問及び参与若干名を置く。2 顧問及び参与は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。3 顧問は、この法人の業務について会長の諮問に答え又は意見を具申する。4 参与は、この法人の運営について参与する。5 任期については、役員の任期に準ずる。

第15条 この法人に、評議員会を置く。2 評議員会は、33名の評議員をもって組織する。3 評議員会は、会長が招集する。4 会長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合にはその請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。5 評議員会に議長を置く。6 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。7 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。8 この定款に別段の定めのあるもののほか、評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。9 評議員会の議決について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。10 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。11 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員地位にあることのみによっては、支給しない。

第16条 この定款に別段の定めのあるもののほか、次に掲げる事項については、理事会の議決を経て、原則として評議員会の議決を得なければならない。(1)予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告(2)予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄(3)定款の変更(4)合併(5)解散(合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。)(6)解散した場合における残余財産の帰属者の選定(7)その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項 2 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

第17条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛同して協力する者の中から理事会の同意を得て、会長が委嘱する。2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。3 評議員の選任に関する規程は、別に定める。

第18条 評議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。2 補欠によって就任した評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第19条 この法人に会員を置く。2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。3 会員に関する規程は、別に定める。

第20条 この法人に部会又は委員会を置く。2 部会又は委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、或いは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。3 部会及び委員会の規程は、別に定める。

第21条 この法人に、社会福祉法に規定する運営適正化委員会(以下「運営適正化委員会」という。)を置く。

第22条 運営適正化委員会の委員は12名とする。

第23条 運営適正化委員会の委員は、本法人に置かれる選考委員会の同意を得て、会長が選任する。

第24条 法人が前条に定める定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かなければならない。

第25条 運営適正化委員会はその業務の状況及び成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。

第26条 運営適正化委員会については、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第27条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。2 この法人に、事務局長を1名置くほか、職員若干名を置き、会長が任免する。3 事務局及び職員に関する規程は、別に定める。

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の四種とする。2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。(1) 現金 3,000,000円 3 運用財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第37条に掲げる公益を目的とする事業及び第39条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決を経て、北海道知事の承認を得なければならない。ただし、社会福祉・医療事業団に対して基本財産を担保に供する場合には、北海道知事の承認は必要としない。

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、管理するものとする。

第31条 この法人は、特別会計を設けることができる。

第32条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、会長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決を得なければならない。

第33条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に会長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得、評議員会の承認を受けなければならない。2 前項の承認を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人の会員及びこの法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第35条 この法人の会計処理状況は、常に明確にしておかなければならない。2 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決を得なければならない。

第37条 この法人は社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。(1) 北海道立社会福祉総合センターの受託運営(2) 社会福祉研修所運営事業 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第38条 前条の規定によって行う事業から利益が生じた場合は、社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第39条 この法人は社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。(1) 社会福祉事業従事者の福利増進に関する事業 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第40条 前条の規定によって行う事業から生じた利益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第4条に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

第41条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。2 社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号に規定する解散をする場合には、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決により、北海道知事の認可又は認定を受けなければならない。

第42条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決により、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第43条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決により、北海道知事の認可を受けなければならない。

第44条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決により、北海道知事の認可(社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出なければならない。

第45条 この法人の公告は、社会福祉法人北海道社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに、北海道新聞及びこの法人の機関紙に掲載して行う。

第46条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則 1. 第6条第1項第1号(理事数)、及び第15条第2項(評議員数)については、改正定款施行日以降、任期満了による選任の際より適用する。2. 平成15年2月20日現在評議員の者の任期は、第18条第1項の規定にかかわらず平成15年2月28日までとする。3. 第2条(事業)及び第28条(資産の区分)の改正、並びに第10章(公益を目的とする事業)、第11章(収益を目的とする事業)の新設については、平成15年4月1日より施行する。

会 員 規 程

第1条 本会の会員を次のように区分する。

第1種会員 市町村社会福祉協議会

第2種会員 社会福祉施設、社会福祉事業等の事業所及び社会福祉施設、社会福祉事業等を営  
 する法人

第3種会員 民生委員、ボランティア及び市民活動団体・組織の代表、社会福祉関係の団体

第4種会員 社会福祉関係公務員及び学識経験者

第2条 第1条に定める正会員のほか、特に本会の趣旨に賛同するものを賛助 会員とすることができる。

第3条 第1種会員は、当然に会員となる。

第4条 第2種会員は、入会を申し込みかつ会長の承認を得て会員となる。

第5条 第3種会員は、次の各号に定めるところにより会員とする。

(1) 民生委員代表は、民生委員の改選期毎に、北海道民生委員児童委員連盟会長が推薦する。ただし、道内全ての  
 民生児童委員は会員権行使者とする。

(2) ボランティア代表は、2年目ごとに支庁管内の町村代表及び市の代表2人ずつ（人口30万人以上のところは3  
 人）選任するほか、道段階の関係団体から若干人の推せんにより、会長がこれを委嘱する。

市の代表は、市社会福祉協議会長が推薦し、町村の代表の推薦方法については別に定める。

(3) 市民活動団体・組織の代表、社会福祉関係の団体は、会長の承認を得て会員となる。

2 第3種会員に欠員を生じたときは、前項各号の例により後任者を推せんする。

第6条 第4種会員は、理事会の定める範囲に従い、会長が委嘱する。

第7条 団体、施設及び法人は、その代表者をもって会員権行使者とする。ただし、必要があるときは、代表者以外の者を会員  
 権行使者として届け出ることができる。

第8条 会員は、次の各号に該当するときは退会したもものとする。

(1) 第2種会員が解散もしくは廃止したとき、退会を届け出たとき、または3年以上会費を滞納したとき。

(2) 第3種会員及び第4種会員が、その地位を失い、または死亡したとき。

第9条 会費は、第1種会員、第2種会員及び第3種会員（民生委員及びボランティア代表を除く）から徴収するものとし、そ  
 の年額は次のとおりとする。

(1) 市町村社会福祉協議会

会費は世帯割（前年8月末日現在の基準世帯数をもって算出）、均等割等を勘案して算定し、その額は別に定め  
 る。

ただし、1,000円未満の端数は4捨5入する。

(2) 団 体 5,000円

(3) 社会福祉施設及び社会福祉施設を営する社会福祉法人等

社会福祉施設の会費は、定員（当該年度4月1日現在）をもって算定し、その額は別に定める。社会福祉法人等  
 の会費は5,000円とする。

2 賛助会費は年額1口10,000円とする。

3 会費の納期は、毎年9月末日までとする。

第10条 前条会費とは別に、市町村社会福祉協議会から負担金を徴収するものとし、その額は別に定める。

会 費 算 定 基 準

1 北海道社会福祉協議会会員規程第9条に規定する第1種会員及び第2種会員の会費の算定は以下の基準による。

2 第1種会員である市町村社会福祉協議会の会費は、以下の世帯割、均等割、法人割の合計額とする。

(1) 世帯割 基準世帯数（前年8月末日現在の世帯数から同日における生活保護世帯数及び自衛隊管内居住世  
 帯数を除いた世帯）に14円を乗じた額とする。ただし、1,000円未満の端数は四捨五入する。

(2) 均等割	町村	1町村当	15,000円
	市	前年8月末日現在の人口により以下のとおりとする。	
		2万人以下	30,000円
		2～3万人以下	60,000円
		3～5万人以下	90,000円
		5～10万人以下	150,000円
		10～20万人以下	210,000円
		20万人以上	300,000円

(3) 法人割 20,000円

3 第2種会員である社会福祉施設の会費は、当該年度の4月1日現在の施設定員により以下の額とする。ただし、4月2日以降に会員  
 となった施設については、その時点の定員により算定する。

(1) 入所及び通所施設

定員	50人以下	9,300円
	51～100人以下	15,600円
	101～150人以下	23,400円
	151～200人以下	31,200円
	201～300人以下	46,800円
	301～400人以下	62,400円
	401人以上	78,000円

(2) 保育所（保育単価定員区分による）

60人以下	3,100円
61～90人以下	4,600円
91～120人以下	6,200円

## 会 員 規 程

- |                    |            |        |
|--------------------|------------|--------|
|                    | 121～150人以下 | 7,800円 |
|                    | 151人以上     | 9,300円 |
| (3) その他の施設（保育所を除く） |            | 9,300円 |
- 4 この算定基準は、平成12年4月1日から施行する。

### 負 担 金 算 定 基 準

- 1 北海道社会福祉協議会会員規程第10条に規定する負担金の算定基準を以下のとおりとする。
- 2 市町村社会福祉協議会においては以下により算定する。
  - (1) 世帯割 上記基準世帯数に10円を乗じた額とする。ただし、1万世帯を上限とし、1,000円未満の端数は四捨五入する。
  - (2) 均等割 1市町村当り5万円とする。ただし、世帯数5万以上の市は3万円を加算する。
- 3 この算定基準は、平成13年4月1日から施行する。